

#### 4 説明会の開催について

都市計画素案の内容、今後の手続などについて説明会を開催します。  
 なお、今回の説明会は、横浜市が都市計画手続を進める、磯子浜松町線の変更に関連する藤棚伊勢佐木線の変更と防火地域及び準防火地域の変更についての説明を行うため、開催するものです。

開催日	時間(予定)	会場
平成23年10月11日(火)	午後7時～午後9時	藤棚地区センター3F中・小会議室

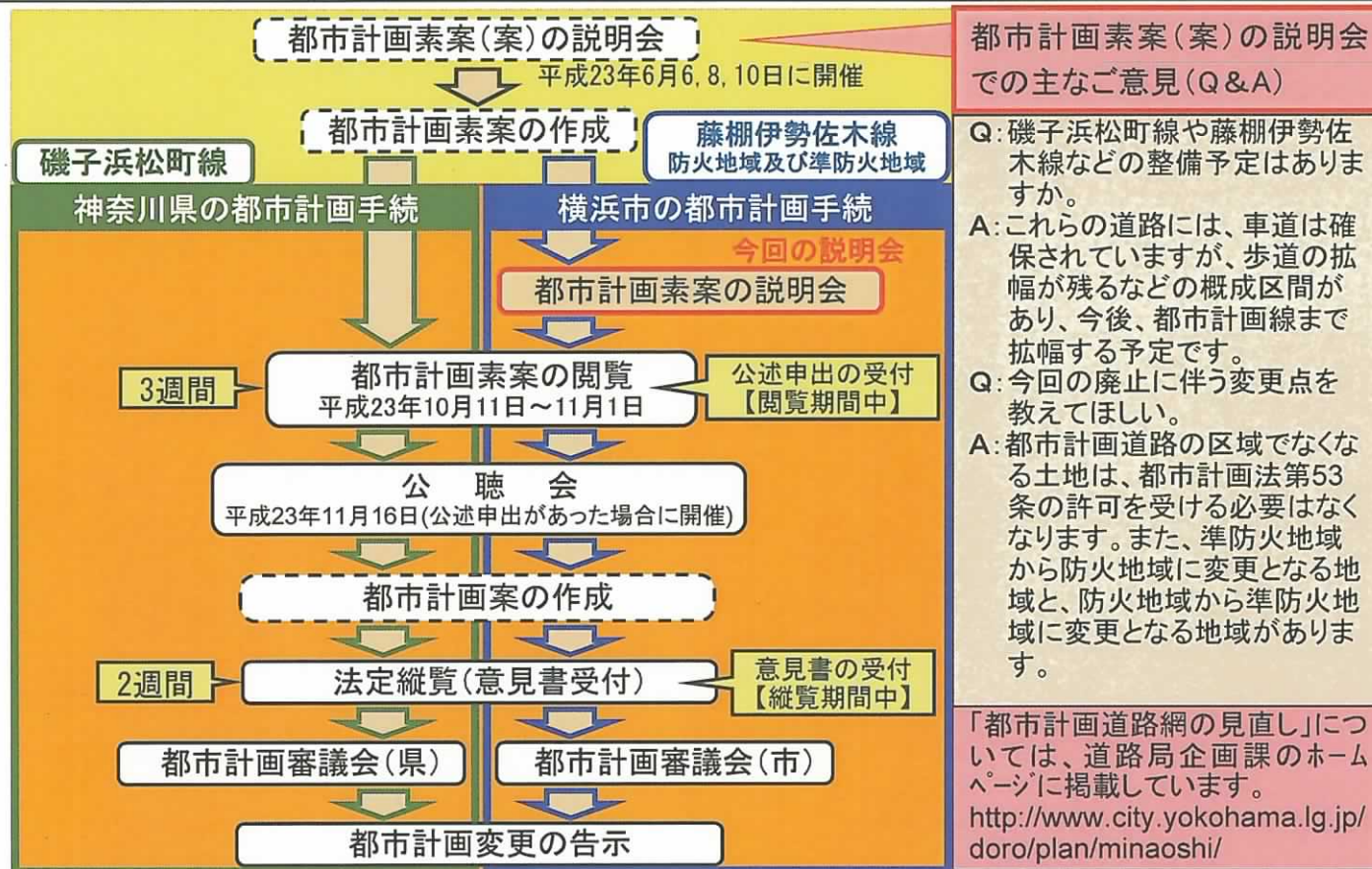


※事前申込は不要です。直接会場にお越しください。  
 ※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。  
 その後、質疑等の時間を設けますが、質疑の状況により終了時間が早まる場合があります。  
 ※駐車場はありません。来場の際は公共交通機関等をご利用ください。

藤棚地区センター  
 相鉄線「西横浜駅」より徒歩10分  
 市営バス「藤棚町2丁目」より徒歩1分  
 (横浜東口より102系統、横浜駅西口より68系統)

■印は会場の建物を示します  
 ▲印は会場の出入口を示します

#### 5 主な手続きと流れについて



《計画内容について》  
 《都市計画道路の変更に関すること》  
 横浜市道路局 企画課 都市計画道路担当  
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
 TEL 045-671-4306 FAX 045-651-6527  
 《防火地域及び準防火地域の変更に関すること》  
 横浜市建築局 都市計画課 地域計画係  
 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5階  
 TEL 045-671-2658 FAX 045-664-7707

《都市計画手続について》  
 横浜市建築局 都市計画課 調査係  
 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 JNビル5階  
 TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707  
 神奈川県県土整備局 都市計画課  
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 新庁舎11階  
 TEL 045-210-6175 FAX 045-210-8879

#### お問い合わせ先

#### 横浜市からのお知らせ

平成23年9月  
 横浜市



### 都市計画道路磯子浜松町線等の都市計画素案について ～ 計画素案の閲覧を始めます ～

#### 1 都市計画素案の閲覧及び公聴会について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、都市計画道路磯子浜松町線の一部区間の廃止、関連する藤棚伊勢佐木線の変更、防火地域及び準防火地域の変更を行います。

このたび、都市計画素案として取りまとめましたので、次の場所で閲覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。

#### (1) 都市計画素案の閲覧及び公聴会の公述申出の受付

期間	場所	閲覧(受付)時間
平成23年10月11日から 平成23年11月1日まで 【土、日、祝日を除く】	神奈川県県土整備局 都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1新庁舎11階 TEL045-210-6175 (ホームページ) <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/div/0704/">http://www.pref.kanagawa.jp/div/0704/</a> 横浜市建築局 都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階 TEL045-671-2657 (ホームページ) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/</a>	午前8時30分から 午後5時15分まで  午前8時45分から 午後5時15分まで

※閲覧期間中は、西区役所、南区役所及び磯子区役所の区政推進課でも、「都市計画素案の写し」をご覧になれます。また、上記ホームページで「都市計画素案の概要」をご覧になれます。

※公述申出書の提出は、11月1日(火)必着です。神奈川県都市計画課または横浜市の都市計画課へ持参又は郵送で提出してください。

また、横浜市の都市計画課ホームページから電子申請により、公述申出をすることができます。(公述申出書は、10月11日(火)から神奈川県都市計画課と横浜市の都市計画課、西区役所、南区役所及び磯子区役所の区政推進課の窓口で配布します。また上記ホームページからも入手できます。)

※公述を希望する方が10名を超えた場合は抽選を行います。

#### (2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

開催日	時間(予定)	会場
平成23年11月16日(水)	午後7時～午後9時	藤棚地区センター3F中・小会議室

※公聴会の開催の有無については、11月4日(金)以降に神奈川県都市計画課または横浜市の都市計画課へ直接お問い合わせいただくか、上記ホームページでご確認ください。

※公聴会の傍聴に事前申込は不要ですので、直接会場にお越しください。

#### 2 都市計画変更の理由

##### (1) 磯子浜松町線、藤棚伊勢佐木線の変更

磯子浜松町線は、磯子区久木町を起点とし、西区中央二丁目を終点とする延長約4,850m、幅員25mの都市計画道路です。

また、藤棚伊勢佐木線は、西区境之谷を起点とし、南区浦舟町を終点とする延長約1,790m、幅員25mの都市計画道路です。

磯子浜松町線の磯子区久木町から丸山一丁目の区間については、並行する国道16号や周辺の道路が同等な自動車交通機能を有していることや、当該区間と重複して歩道を有した比較的良好な道路(滝頭疎開道路)があることから、当該区間を廃止する変更を行います。

また、南区前里町から西区境之谷の区間については、桜木東戸塚線及び藤棚伊勢佐木線により交通機能を代替できることから、当該区間を廃止する変更を行います。あわせて、西区境之谷から磯子浜松町線の終点である西区中央二丁目の区間については、都市計画道路の連続性を確保するため、磯子浜松町線としての区域を廃止し、当該区間を藤棚伊勢佐木線の区域に追加します。

##### (2) 防火地域及び準防火地域の変更

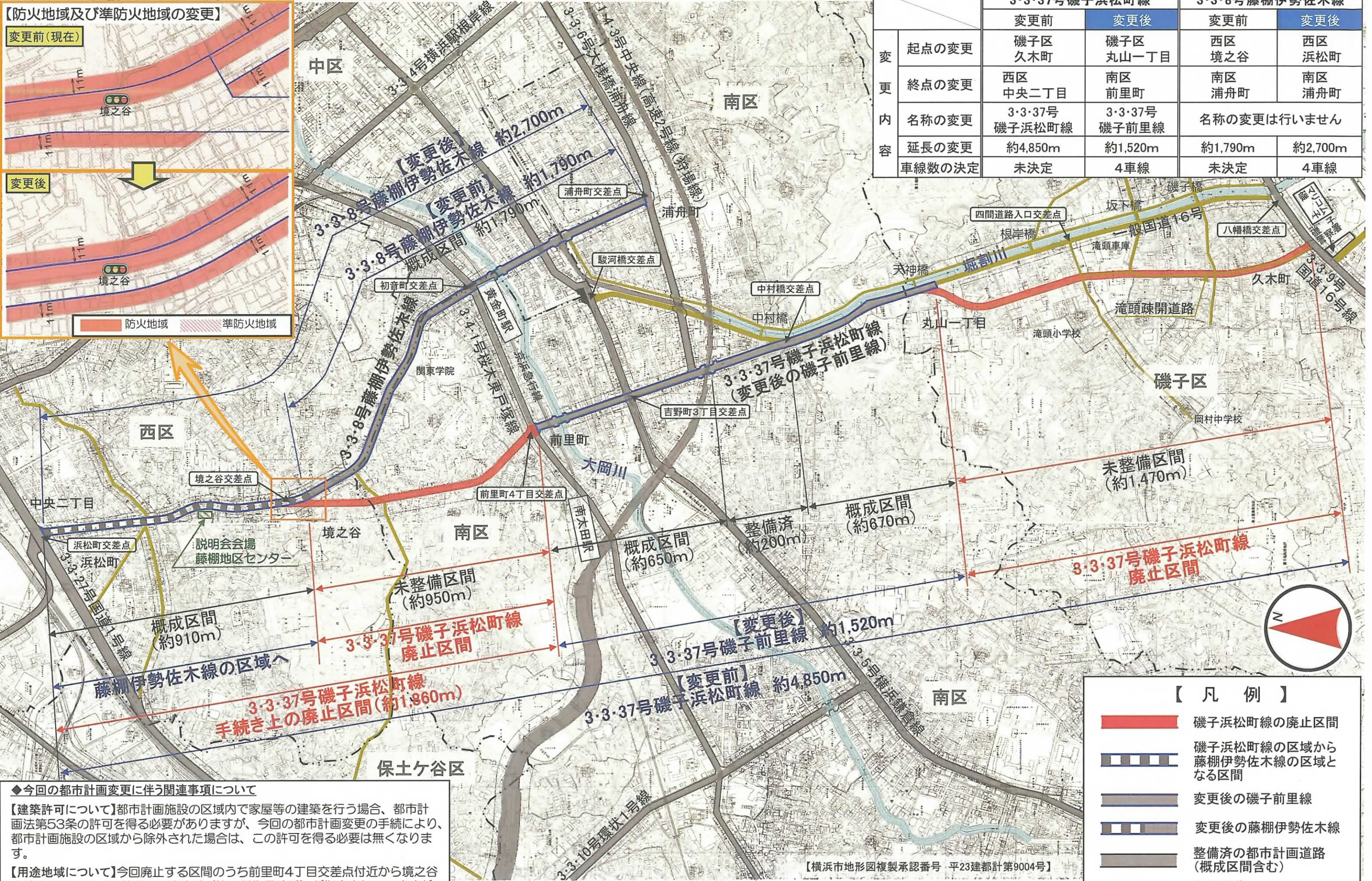
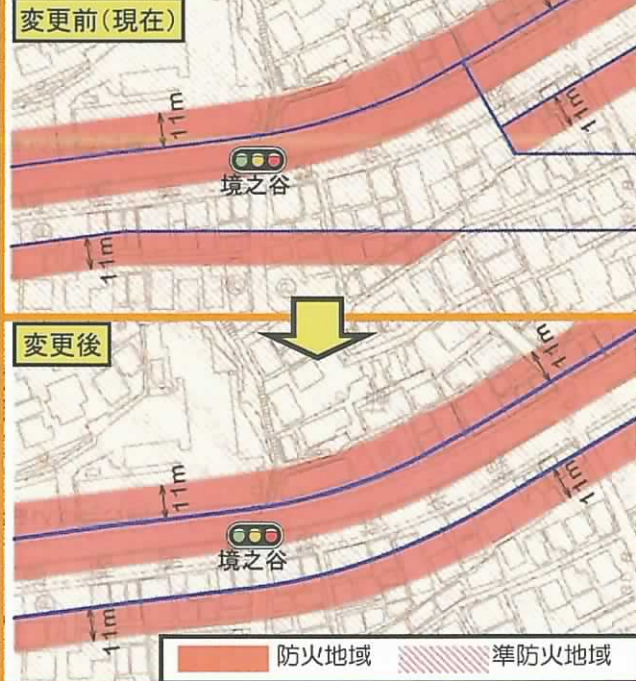
西区境之谷付近の都市計画道路の変更に伴い、藤棚伊勢佐木線沿道の地区の防火性の向上を図るため、防火地域及び準防火地域の変更を行います。

この『お知らせ』は、磯子浜松町線の廃止区間の都市計画線から概ね50mの範囲が属する自治会町内会に回覧による周知をお願いしています。また、これらの区間の都市計画区域内に土地を所有している方のうち、土地登記簿上の住所が当該地以外の方(不在土地所有者と考えられる方)にお送りしています。



### 3 都市計画変更の概要について

#### 【防火地域及び準防火地域の変更】



【都市計画変更する路線】

		3-3-37号磯子浜松町線		3-3-8号藤棚伊勢佐木線	
		変更前	変更後	変更前	変更後
変更	起点の変更	磯子区 久木町	磯子区 丸山一丁目	西区 境之谷	西区 浜松町
	終点の変更	西区 中央二丁目	南区 前里町	南区 浦舟町	南区 浦舟町
内容	名称の変更	3-3-37号 磯子浜松町線	3-3-37号 磯子前里線	名称の変更は行いません	
	延長の変更	約4,850m	約1,520m	約1,790m	約2,700m
	車線数の決定	未決定	4車線	未決定	4車線

◆今回の都市計画変更に伴う関連事項について

【建築許可について】都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を得る必要がありますが、今回の都市計画変更の手続きにより、都市計画施設の区域から除外された場合は、この許可を得る必要はなくなります。

【用途地域について】今回廃止する区間のうち前里町4丁目交差点付近から境之谷交差点付近には、沿道型の用途地域（第1種住居地域）が指定されていますが、沿道の土地利用等を調査した結果、既に現行用途地域に基づく土地利用が進んでいることを考慮し、現行の用途地域の変更は行いません。

【横浜市地形図複製承認番号 平23建都計第9004号】

※「概成区間」とは、車道は確保されているが、歩道の拡幅が残るなど、未整備の区間をいいます。

- 【凡例】
- 磯子浜松町線の廃止区間
  - 磯子浜松町線の区域から藤棚伊勢佐木線の区域となる区間
  - 変更後の磯子前里線
  - 変更後の藤棚伊勢佐木線
  - 整備済の都市計画道路（概成区間含む）
  - 主な現道
  - 区境